

高知市地域おこし協力隊募集要領

(街路市活性化推進業務)

日曜日をはじめとする高知市の街路市が抱える問題に対応し、将来的に街路市を維持発展していくために、街路市の活性化に取り組んでいただく高知市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を募集します。

1 募集概要

(1) 募集人数

1名（街路市の活性化）

(2) 募集目的

高知市には、路上に仮設テントを立てていろいろな商品を販売する、街路市（がいろいち）があります。街路市は、日曜日、火曜日、木曜日、金曜日があり、それぞれの名前の曜日に市内各所で開かれています。約300年の歴史をもつ街路市は、高知市民の生活に欠かせない「生活市」として地元に着目しており、独特の形をしたテントが一様に並ぶ景観は、高知の名物とも言えます。その中でも、日曜市は東西約1キロメートルの間に約300店舗が軒を連ねる最も大きな規模を誇る街路市で、地元客のみならず、観光客も多く訪れることから、高知を代表する観光名所にもなっています。

このように、長年多くの方に愛されている街路市ですが、高齢化による出店者の減少や、産直市などの販売方法の多様化による利用者の減少などの問題を抱えています。一方で、インバウンドを始めとする観光客の利用者が急増しており、高知の観光資源としての人気が高まっているものの、その対応はまだ十分とは言えない状況です。これらの問題に対応し、将来的に街路市を維持発展していくためには、SNSを活用した情報発信の強化により様々な年齢層の方々に街路市の魅力をアピールし、利用者の満足度を高めるようなイベントを実施するなど、多くの利用者や出店者を継続的に取り込んでいくための取り組みを展開することが重要となってきます。

高知にしかない街路市文化を次世代に継承していくために、移住者ならではの斬新な視点で、持ち前のスキルを遺憾なく発揮し、積極的に街路市の活性化のために活動していただける隊員を募集します。

2 応募資格

次の(1)～(7)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊として採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方

【参考】

地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、「8 提出・問い合わせ先」

までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

- (2) 心身ともに健康で、かつ高知市の街路市活性化推進業務について積極的に取り組む意欲と情熱を持った方
- (3) 隊員としての活動期間終了後も、高知市に定住し、就業又は起業等により高知市内に定住する意欲のある方
- (4) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域活性化のために精力的に行動できる方
- (5) パソコンの基本操作（ワード・エクセルによる文書作成・表計算、メール・Googleサービス等の利用）ができる方
- (6) 個人又は業務においてSNS（LINE・Instagram・Facebook・X等）で情報発信をしたことがある方
- (7) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第16条の欠格条項）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動内容

隊員の活動は、高知市地域おこし協力隊の就業等に関する要綱（令和3年7月20日制定）に基づき、次のような活動を行います。

【ミッション】街路市の活性化推進業務

① 移住者目線での情報発信

街路市を巡回し、各店舗の取材を行い、主にSNSを活用して多くの方に街路市の魅力を知ってもらえるような情報発信を行っていただきます。ホームページの編集にも携わっていただきます。

② 街路市のPR素材の撮影

街路市の風景や季節感を感じられる写真及び映像を撮影します。撮影したデータは、PR素材として、日曜市パンフレットや街路市公式ホームページに掲載するだけでなく、さまざまなメディア媒体に提供します。

③ 街路市関連イベントの企画立案

街路市のPRや新規出店の促進、誘客につながるようなイベントを企画立案し、職員と共にその運営にあたっていただきます。

④ その他街路市活性化に係る活動

出店者や高知市シルバー人材センター等の関係者、利用者と積極的に交流を図り、街路市担当職員として、街路市業務の一翼を担っていただきます。

4 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和7年4月1日（任用開始日は、採用決定後に相談可）から令和8年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で令和10年3月31日まで勤務できる予定です。

5 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は街路市の開催曜日である日曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の週4日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)と基本とします(応相談)。

勤務時間は午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間あり。)を基本としますが、街路市の開催時間に合わせて、勤務時間に変更となる場合があります。(週31時間)。

(2) 週休日及び休日

月曜日、水曜日及び土曜日(以下「週休日」という。)並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)は休みですが、イベントや取材対応等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(3) 給与等

月額 179,280円 (2年度目以降に昇給あり。)

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、期末手当(6月・12月)・通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

(4) 有休休暇等

年次有給休暇(初年度は7日間付与)、特別休暇(夏季休暇、生理休暇等)

(5) 保険等

社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入

(6) 兼業等

任期終了後の自立に向けた兼業は、勤務時間外、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(7) その他

① 任用期間中の住居は、民間の賃貸借物件を各自で契約していただくことになります。なお、高知市からは予算の範囲内で、任用期間中の家賃の一部を補助する予定です。

② 勤務時間中は、活動に使用するパソコン・自動車(公用車)は、必要に応じて高知市が用意します。ただし、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日に使用する自動車等は各自で手配してください。

③ その他活動に要する経費は、活動計画の内容に基づき、予算の範囲内で高知市が負担します。

6 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～⑤の書類を「8 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分～午後5時15分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

① 高知市地域おこし協力隊応募用紙（様式1）

応募条件確認及び応募動機等を記入してください。

② 履歴書

市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許・資格等は活動内容に関わらず、できる限り記入してください。

③ 作文

「街路市について思うことと3年間の活動で掲げる私の目標」をテーマに、400字以上1,000字以内で作成し、提出してください。用紙サイズはA4で、書式は自由です。

④ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）

⑤ 運転免許証の写し（保有している方のみ。）

(2) 募集受付期限

令和6年12月2日（月） 17時（必着）

7 選考

(1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、12月上旬までを目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) おためし体験プログラム

1次選考の合格者を対象に、高知市において2泊3日のおためし体験プログラムを実施します。

① 実施日 令和6年12月20日（金）～22日（日）

② 行程（※予定）

日時	内容
12月20日（金） PM～（半日）	J R 高知駅集合→オリエンテーション→先輩地域おこし協力隊の活動紹介・ 質疑応答等→高知市内宿泊施設（泊） ※1日目のプログラム終了後、先輩移住者との交流会を予定しています。
12月21日（土） （終日）	高知市内ガイドツアー→募集ミッションに係る研修→高知市内宿泊施設（泊）
12月22日（日） AM～（半日）	体験プログラムに係る感想及び発表

③ 留意事項

- ・おためし体験プログラムの参加は2次選考のための必須条件となります。
- ・自宅～J R 高知駅の間に要する交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は個人負担となります。

- ・別途、現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です（おためし体験プログラムの実施時間は除く）。現地案内等を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 2次選考（面接）

1次選考を合格し、おためし体験プログラムに参加された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。

選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

8 提出・問い合わせ先

高知市商業振興・外商支援課街路市担当 担当：平井・陸野

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45

TEL 088-823-9375 FAX 088-823-4024 E-mail kc-151703@city.kochi.lg.jp

9 留意事項

- (1) 令和7年度からの雇用については、当該年度の予算が成立することが条件での雇用となります。また、雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (3) 応募に係る費用は応募者の負担となります。ただし、2泊3日のおためし体験プログラム参加に係る費用（宿泊費・食費等の滞在費・市内移動に係るバス代等）については、高知市で負担します（自宅～JR高知駅の間の交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は除く。）。
- (4) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (5) おためし体験プログラム、面接及び任用等について、実施日や内容が変更となる可能性があります。
- (6) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の間に「8 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。